

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定 及び意見募集の結果

令和3年12月15日
原子力規制庁

1. 概要

令和3年10月13日の原子力規制委員会において、「令第41条非該当使用施設等¹の廃止措置計画の審査基準」（以下「廃止措置審査基準」という。）の制定案及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」²（以下「処分審査基準等」という。）の改正案に対する意見募集の実施が了承され、同年10月14日から30日間行政手続法に基づく意見募集を実施した。寄せられた意見に対する回答を取りまとめるとともに、廃止措置審査基準の制定及び処分審査基準等の改正を行うこととしたい。

2. 意見募集の結果

（1）意見募集の対象：

- ・ 令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準案
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正案

（2）意見募集の期間：令和3年10月14日～11月12日（30日間）

（3）意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、FAX

（4）意見数³：6件

¹核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設。

²行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項、第6条及び第12条第1項の規定に基づき、許認可等の申請に関して審査基準及び標準処理期間を、不利益処分に関して処分基準を定め、一覧として公にするもの。（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）

³意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

3. 寄せられた意見に対する対応について

○寄せられた意見への回答を別紙1のとおりとしたい。

別紙1：廃止措置審査基準の制定案及び処分審査基準等の改正案に対する意見と回答

○廃止措置審査基準及び処分審査基準等について、寄せられた意見を踏まえて修正を行うとともに用語の適正化を図り、別紙2～別紙3のとおりとしたい。

別紙2：令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準案

別紙3：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正案

4. 施行期日

○委員会決定の日から施行する。

5. 今後の予定

○廃止措置審査基準の制定について、核燃料物質使用者に周知する。

○廃止措置審査基準の周知にあわせて、核燃料物質の使用者との情報交換を進める観点から、核燃料物質の使用に関する規制で解説を必要とする点や事例集の策定希望等について、アンケートを実施する。

(添付資料)

別紙1：廃止措置審査基準の制定案及び処分審査基準等の改正案に対する意見と回答

別紙2：令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準案

別紙3：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正案

参考1：令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準案（見え消し）

参考2：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について（見え消し）

参考3：令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定案及び制定案に対する意見募集の実施（令和3年10月13日第37回原子力規制委員会資料1）（抄）

廃止措置審査基準の制定案及び処分審査基準等の改正案に対する意見と回答

1. 廃止措置審査基準

No.	意見	回答
1-1	<p><該当箇所> 1 ページ 1. はじめに 1. 目的</p> <p><内容> ページの 1. の 3 行目「使用していない」は「使用しない」のほうがよい。品質管理基準規則の第 3 条の規定の文言と同様に。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正します。</p>
1-2	<p><該当箇所> 1 ページ 2. 用語の定義 及び 3. 関連法令</p> <p><内容> 品質管理基準規則を追記したほうがよい。使用規則第 1 条・（定義）で引用しているから。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正及び追記します。</p> <p>2. 用語の定義 本審査基準において使用する用語は、…（略）…以下「使用規則という。）、<u>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 34 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>3. 関連法令 <u><品質管理関連></u> ・品質管理基準規則第 54 条第 1 項第 1 号【継続的改善】</p>

1-3	<p><該当箇所> 2 ページ 18 行目「管理区域の線量限度」</p> <p><内容> 「管理区域の線量限度」は「管理区域の線量」の誤記ではないか？ 第 1 条には線量限度は規定されていないから。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、2 ページ<放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量限度>を以下のとおり修正します。</p> <p><u><放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量関連></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）第 1 条【管理区域】 ・線量告示第 2 条【周辺監視区域外】 ・線量告示第 5 条【放射線業務従事者】
1-4	<p><該当箇所> 2 ページ 1. 審査の対象 2 行目「添付書類」</p> <p><内容> 「添付書類」は「添付書類、添付図面、添付資料」などのほうがよい。使用規則第 6 条の 3 第 2 項に規定する「図面」、同第 6 条の 3 の 2 第 2 項に規定する「資料」も添付すべきものであるから。</p>	<p>ここで言う「添付書類」には、申請書本文の記載事項の説明に必要な図面や資料が含まれますので、原案のとおりとします。</p>
1-5	<p><該当箇所> 2 ページ 最下行から 2 行目「廃止措置計画を申請」</p> <p><内容> 「廃止措置計画を申請」は「廃止措置計画の認可を申請」の誤記ではないか？</p>	<p>ご指摘を踏まえて、1-6 のとおり修正します。</p>
1-6	<p><該当箇所> 2 ページ 最下行「6 か月間」</p> <p><内容></p>	<p>ご指摘を踏まえて、最下行から 3 行目以降のなお書きについて、以下のとおり修正します。</p> <p>なお、旧使用者等は、使用規則第 6 条の 9 の規定により、使用者と</p>

	<p>「6か月間」は「6か月間内」のほうがよい。法第57条の6第2項に「期間内」と規定されているから。</p>	<p>しての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から6か月以内に廃止措置計画の認可を申請しなければならない。</p>
<p>1-7</p>	<p>＜該当箇所＞ 3ページ III. 審査の基準 1. 基本的考え方 5行目「放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）への引渡し」</p> <p>＜内容＞ 3ページの1. の5行目「放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）への引渡し」が廃止措置計画に記載すべき事項の対象外であることについての説明があったほうがよい。</p>	<p>ご指摘の「放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）への引渡し」については、廃止措置の終了の確認を受けるまでの間に講ずるべき一連の措置の全体像を表すために記していたものですが、本審査基準は廃止措置計画の認可に係るものであることから、ご指摘を踏まえて「1. 基本的考え方」の記載方針を見直し、廃止措置計画の認可の申請に当たっての基本的な事項を示すこととし、以下のとおり修正します。</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>廃止措置計画の認可制度においては、使用者又は旧使用者等が、使用施設等の廃止措置を講ずるに当たって、あらかじめその計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることとされている。</p> <p>使用施設等の廃止措置とは、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）への引渡しを指す。</p> <p>令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された使用施設等の解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質等の廃棄の方法が、使用規則第6条の5に定める認可の基準に適合するものであること、及び廃止措置期間中においても、放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置が講じられるものであることを確認する。なお、原子力規制委員会</p>

		<p>の定める線量限度は、線量告示に規定されている。</p> <p>このような基本的考え方の下、申請書及びその添付書類の記載事項ごとに、その審査における審査基準を「2. 申請書記載事項に対する審査基準」及び「3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準」に示す。</p>
1-8	<p><該当箇所> 3ページ Ⅲ. 審査の基準 1. 基本的考え方 最下行から3行目「管理区域に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする」</p> <p><内容> 管理区域に係る線量限度は定められていないのではないかと</p>	<p>管理区域については、線量告示で規定されている線量、濃度及び密度を超えるおそれがある場合に管理区域を設定し、必要な措置を講ずるよう求めています。「1. 基本的考え方」については、1-7のとおり修正します。</p>
1-9	<p><該当箇所> 3ページ Ⅲ. 審査の基準 1. 基本的考え方 最下行から2行目「措置」</p> <p><内容> 放射線業務従事者については、使用規則第2条の11の5第1項第2号に定める濃度限度を超えないようにする措置も必要ではないのかと</p>	<p>ご指摘のとおりですが、「1. 基本的考え方」の記載方針を見直し、1-7のとおり修正します。</p>
1-10	<p><該当箇所> 3ページ Ⅲ. 審査の基準 1. 基本的考え方 最下行から5行目「及び」以下の内容</p> <p><内容> 何を基に審査するのか？ 使用規則第6の3第2項のただし書きの</p>	<p>放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする放射線防護措置については、廃止措置期間中も講ずる措置であるものの、定量的に線量評価を行い線量限度を超えないことを審査するものではありません。そこで、ご指摘の箇所は、1-7のとおり修正します。</p> <p>なお、これまでの廃止措置計画に係る審査において、申請書記載</p>

	<p>規定により、放射線被ばくの管理に関する説明書は添付されないが。</p>	<p>事項の「解体の方法」や「核燃料物質の汚染の除去」等に関する説明として、放射線被ばく管理に関する基本的な考え方が示されていることを確認してきており、この方針を今回意見募集をかけた審査基準案の2.(1)2)及び(5)に明確にしました。</p>
1-11	<p><該当箇所> 4 ページ 2. 申請書記載事項に対する審査基準 (1) 解体の対象となる施設及びその解体の方法 1) 解体の対象となる施設</p> <p><内容> 審査基準では廃止措置対象施設で「解体を行わないものについては汚染部位の特定、除染等を行い、その後、放射線による障害の防止の措置を必要としない状況になったことを確認することが示されていること」と記載がありますが、建屋の解体の有り無しに関わらず確認すべきことだと考えます。</p>	<p>ご指摘の点は、建屋の解体の有無に関わらず確認すべき事項として、本審査基準に定められています。</p> <p>例えば、建屋の解体がある場合には、本文記載事項として、「(1)2) 解体の方法」及び「(5) 核燃料物質による汚染の除去」において、添付書類として、「3.(3) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」において、それぞれ確認することとしています。建屋の解体がない場合であっても、これらを確認する旨を明確にするために記載したものです。よって、原案のとおりとします。</p>
1-12	<p><該当箇所> 5 ページ 1 行目の次行</p> <p><内容> 空白は必要ないのではないか？</p>	<p>ご指摘のとおり、削除します。</p>
1-13	<p><該当箇所> 6 ページ (4) 核燃料物質の管理及び譲渡し 4)</p> <p><内容> 核燃料物質の譲渡しについて、廃止措置計画の審査基準では「譲渡し先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により譲渡し先を</p>	<p>廃止措置計画の認可申請に当たって、使用規則第6条の5第3号において、廃止措置計画の認可の基準として、「核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。」と定められております。仮に、最初の廃止措置計画認可の申請時に核燃料物質の譲渡し先が決まっていなかった場合は、決定次第変更認可を申請し、譲渡し先を明確にさせていただく必要があります。</p>

	<p>明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ譲渡しを行わない旨が示されていること」記載されておりますが、核燃料物質の使用許可では保管している核燃料物質の譲渡しについては使用変更許可申請することなく計量管理上の報告をすることで譲渡してきておりました。そのため、廃止措置計画においても保管している核燃料物質の一部のものを譲渡す場合は変更認可申請は不要ではないかと考えます。</p>	<p>核燃料物質の譲渡し先が決まりましたら、廃止措置計画の変更認可申請をしていただき、原子炉等規制法に基づいた適切な核燃料物質の譲渡しを行うことを明確にさせていただく必要がありますので、原案のとおりとします。</p>
1-14	<p><該当箇所> 7ページ (8) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 9ページ (6) 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p> <p><内容> 品質マネジメントシステムとの記載が見られるが、品管規則において41条非該当使用者は品質マネジメントシステムの確立を必要とはされておらず、どの範囲までの要求がなされているのかが不明瞭である。</p>	<p>令第41条非該当使用施設等については、品質管理基準規則第54条第1項第1号に定める措置に関する記載及び説明書の添付を要求しています(使用規則第6条の3第1項第11号及び第2項第10号)。</p> <p>これらの点を明確にするため、ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>7ページ (8) 廃止措置に係る品質管理(継続的改善) ・使用規則第6条の3第1項第11号 品質管理基準規則第54条第1項第1号に基づき、廃止措置期間中における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理について、個別業務の継続的な改善を計画的に実施し、これを評価することが示されていること。 <u>なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。</u></p> <p>9ページ (6) 廃止措置に係る品質管理(継続的改善)に関する説明書 ・使用規則第6条の3第2項第10号</p>

		<p><u>個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価していることについて、以下の事項が示されていること。</u></p> <p><u>1) 原子力の安全確保を目的としていること。</u></p> <p><u>2) 廃止措置対象施設における保安活動を適用範囲としていること。</u></p> <p><u>3) 廃止措置期間中における個別業務について、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行うことを実施内容としていること。</u></p> <p><u>なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていけばよい。</u></p> <p>※ 廃止措置計画の認可の申請をされる際は、品質管理（継続的改善）及びこれに関する説明書の記載例が原子力規制庁の HP 上で公開されておりますので（令和2年3月19日付けで開催した核燃料物質使用者（政令41条非該当）等に関する法改正事項説明会の資料3-8及び3-9）、ご参照ください。</p>
1-15	<p><該当箇所> 7ページ （8）廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <p><内容> 使用規則第6条の3第1項第11号および品質管理基準規則第3条第2項の規定により、令第41条非該当使用施設等に関しては、特例として品質マネジメントシステムの確立は要求されておらず、その代わりに品質管理基準規則第54条の措置を講じることとなっているのではないのか？</p>	1-14 をご参照ください。
1-16	<p><該当箇所> 9ページ （6）廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する</p>	ご指摘を踏まえて、1-14 のとおり修正します。

	<p>る説明書</p> <p><内容> 1)の「改善」は「継続的な改善」のほうがよい。品質管理基準規則第54条第1項第1号の規定のとおり。</p>	
1-17	<p><該当箇所> 9ページ (6) 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p> <p><内容> 品質管理基準規則第54条第1項に規定する「改善の評価」、「記録の作成、管理」を追記したほうがよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、1-14のとおり、説明書において示される事項を明確化しました。</p>
1-18	<p><該当箇所> 全体</p> <p><内容> 第37回原子力規制委員会でも話題に上がったように、変更申請による許可範囲の規模縮小と廃止措置計画の位置づけを明確にしてもらうことを望みます。</p>	<p>廃止措置計画の申請時点において、許可を受けた全ての使用施設等における核燃料物質の使用の意向がない場合には、都度の許可の変更申請は不要とし、廃止措置計画による手続きのみでの廃止措置の実施を可能とする運用となります。</p> <p>なお、一部の使用を継続する場合は、継続使用する施設等に縮小する旨の変更許可申請を行っていただくことが必要です。</p>
1-19	<p><該当箇所> 全体</p> <p><内容></p>	<p>届け出なければならない廃止措置計画の軽微な変更とは、他事業の場合と同様に、代表者の氏名の変更や設備の構成材の名称変更等廃止措置における安全の確保に直接影響しないことが明らかなものが想定されます。</p>

<p>事業者が事前に変更の認可を申請すべきものを意図的に（または誤って）軽微な変更として事後に届け出ることがあっては安全上問題であり、それを避けるためには、使用規則第6条の4第1項の「使用施設等の保全上支障のない変更」のブレークダウンした具体例を明示したほうがよい。</p>	<p>廃止措置に必要な設備の追加や仕様の変更、放射性廃棄物の廃棄の方法の変更等、使用施設等の廃止措置における安全の確保に影響がある事項については、他事業の場合と同様に、廃止措置計画の変更の認可の申請が必要です。廃止措置計画に従わずに廃止措置を講じた場合には、原子力規制委員会による是正措置命令を受け、この命令に違反した場合には罰則が適用されるおそれがあります。</p>
---	--

2. 処分審査基準等

No.	意見	回答
2-1	<p>＜該当箇所＞ 別表 改正後 第57条の5 第2項の破線で囲んだ「内容」欄</p> <p>＜内容＞ 「使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものを除く。）」と、審査基準案の1ページの4行目「令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用していない使用施設等」とは、どちらかに記載を統一できないのか？ 両者が同じものを指しているのであれば。</p>	<p>ご指摘のとおり、いずれも同じ施設を指すため、審査基準案の1ページの2～4行目の記載に統一し、処分審査基準等の別表中、「核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものを除く。）」は「核燃料物質の使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）」に修正します。</p>

3. 以下の御意見は本審査基準（案）の内容に関係しない原子力行政に関するご意見

意見
発電所再稼働問題 放射能汚染地問題 放射能汚水問題 半減期を他の音波、超音波等の干渉により早めることはできませんか。 除染も水和させてるだけで放射能が減ってるわけではありません。半減期についても拡散しているだけです。 それで海に流しても大丈夫は疑問です。 発電所稼働問題は東京都心部に発電所を建設して安全性を示してください。地方に設立して放射能漏れ起こして。まったく説得力ありません。 素人考えでごめんなさい。教えてください
これはこれで、いいですが、今後は服部禎男氏が提唱している、超小型原子炉の開発・設置を推進してください。このように廃止時のことで悩まなくて済みます。
報道では、東日本大震災にともなう東京電力の対応が取りざたされていますが、私が住む北海道も、かつては幌延、現在は寿都と、原子力とは切り離せない地域です。こうした意見表明の場があれば、国民だれもが参加できる議論の場となりますので、これからもこうした場を設けていただきたく存じます。

別紙 2

制定 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準について次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定について

原子力規制委員会は、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準を別添のとおり定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日より施行する。

別添

令第 41 条非該当使用施設等の
廃止措置計画の審査基準

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I. はじめに	1
1. 目的.....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 関連法令	1
II. 審査の対象及び方法	2
1. 審査の対象.....	2
2. 審査の方法.....	3
III. 審査の基準	3
1. 基本的考え方.....	3
2. 申請書記載事項に対する審査基準.....	3
3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準	7

I. はじめに

1. 目的

本審査基準は、使用者又は旧使用者等が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等(以下「令第41条非該当使用施設等」という。)について提出した、次に掲げる認可の申請に係る審査基準を示したものである。

<廃止措置計画の認可の申請>

- ・法第57条の5第2項【使用者】
- ・法第57条の6第2項【旧使用者等】

<廃止措置計画の変更の認可の申請>

- ・法第57条の5第3項【使用者】において準用する法第12条の6第3項
- ・法第57条の6第4項【旧使用者等】において準用する法第12条の7第4項

2. 用語の定義

本審査基準において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。)、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第34号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)において使用する用語の例による。

3. 関連法令

<使用者の廃止措置計画の認可関連>

- ・法第57条の5第2項【認可】
- ・法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第4項【認可の基準】
- ・使用規則第6条の3【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】
- ・使用規則第6条の5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

<使用者の廃止措置計画の変更の認可関連>

- ・法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第3項【認可】
- ・法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第4項【認可の基準】

・使用規則第6条の3の2【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】

・使用規則第6条の5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

＜旧使用者等の廃止措置計画の認可関連＞

・法第57条の6第2項【認可】

・法第57条の6第4項において準用する法第12条の7第5項【認可の基準】

・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の3【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】

・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

＜旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可関連＞

・法第57条の6第4項において準用する法第12条の7第4項【認可】

・法第57条の6第4項において準用する法第12条の7第5項【認可の基準】

・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の3の2【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】

・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

＜放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量関連＞

・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。)第1条【管理区域】

・線量告示第2条【周辺監視区域外】

・線量告示第5条【放射線業務従事者】

＜品質管理関連＞

・品質管理基準規則第54条第1項第1号【継続的改善】

II. 審査の対象及び方法

令第41条非該当使用施設等に係る廃止措置計画の認可の申請及び廃止措置計画の変更の認可の申請に係る審査の対象及び方法を以下に示す。

1. 審査の対象

審査は、使用者又は旧使用者等から提出された廃止措置計画の認可の申請書及び廃止措置計画の変更の認可の申請書並びにそれらの添付書類を対象とする。

なお、旧使用者等は、使用規則第6条の9の規定により、使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から6か月以内に廃止措置計画の認可を申請しなければならない。

2. 審査の方法

審査は、申請に係る廃止措置計画が、認可の基準に適合するものであるか否かを確認することとする。

法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第4項において、廃止措置計画が認可の基準に適合していると認めるときは、廃止措置計画を認可しなければならないと定めており、令第41条非該当使用施設等の廃止措置については、認可の基準として、使用規則第6条の5第2号から第5号に以下のとおり規定されている。

- (1) 使用施設における核燃料物質の使用が終了していること。
- (2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- (3) 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- (4) 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

なお、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の認可及び変更の認可に係る標準処理期間は90日間とされている。

Ⅲ. 審査の基準

1. 基本的考え方

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された使用施設等の解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質等の廃棄の方法が、使用規則第6条の5に定める認可の基準に適合するものであることを確認する。

この考え方の下、申請書及びその添付書類の記載事項ごとの審査基準を「2. 申請書記載事項に対する審査基準」及び「3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準」に示す。

2. 申請書記載事項に対する審査基準

- (1) 解体の対象となる施設及びその解体の方法
 - ・使用規則第6条の3第1項第4号

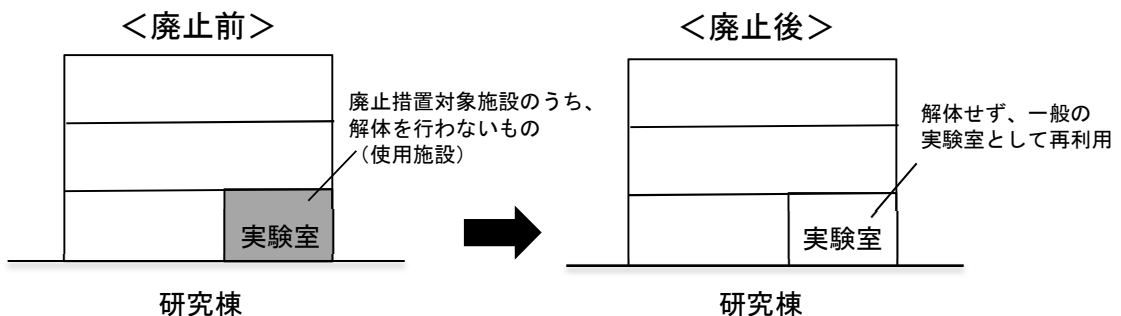
1) 解体の対象となる施設

廃止措置計画に記載することとされている解体する使用施設等については、廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。

また、廃止措置対象施設の現況等に照らし、解体を行わないもの（例えば、研究棟のうち、部分的に使用施設として供用されている場合の当該使用施設）については、当該施設の現況等に応じて必要とされる汚染部位の特定、除染等を行い、その後、放射線による障害の防止の措置を必要としない状況になったことを確認することが示されていること。

(例) 解体を行わないもの

研究棟の1階の実験室を使用施設として使用していたが、使用施設の廃止に当たって、研究棟の建屋を解体せず、実験室(使用施設)も解体しない場合



2) 解体の方法

解体撤去の手順及び工法が、解体撤去作業に着手する前に行う除染の実施状況及び使用施設等の解体撤去時期の検討を踏まえて具体的に示されていること。また、解体撤去の工法を踏まえて、放射線被ばく防止に関する基本的な考え方が示されていること。特に、空気中に放射性物質が飛散するおそれのある作業を行う場合は、施設内の給排気系の機能が維持され、必要に応じて局所フィルタを使用する等の放射線被ばく防止に関する措置が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な解体の方法を示すことが困難な場合は、その理由が明らかにされていること。また、具体的な解体の方法が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により解体の方法を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ当該作業を行わない旨が示されていること。

(2) 性能維持施設

・使用規則第6条の3第1項第5号

廃止措置対象施設の現況等に応じて性能維持施設が廃止措置の段階ごとに設定されており、性能維持施設に含まれる具体的な設備が施設区分ごとに選定され、示されていること。

(3) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

・使用規則第6条の3第1項第6号

(2)で選定された性能維持施設について、それぞれの位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。なお、性能維持施設のうち、廃止措置期間中においても許可を受けたところによりその性能等を維持するものにあつては、その旨及びその期間が示されていれればよい。

また、維持すべき性能に変化がある場合は、その時点での必要とされる性能が示されていること。

(4) 核燃料物質の管理及び譲渡し

・使用規則第6条の3第1項第7号

廃止措置対象施設の全ての核燃料物質が適切な譲渡し先に譲渡されること等が示されていること。具体的には、以下の事項が示されていること。

- 1) 核燃料物質の種類及びその数量。
- 2) 核燃料物質を搬出するまでの間における保管管理の方法。なお、廃止措置期間中においても許可を受けたところにより保管管理する場合は、その旨が示されていれればよい。
- 3) 核燃料物質の搬出及び輸送の方法について、関係法令に従った措置が講じられること。
- 4) 核燃料物質の譲渡し先が、使用者にあつては法第61条第7号、第9号及び第11号、旧使用者等にあつては法第61条第10号の規定に従って選定されていること。なお、最初の申請の時点で具体的な核燃料物質の譲渡し先が決まっていない場合は、譲渡し先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により譲渡し先を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ譲渡しを行わない旨が示されていること。

また、使用済燃料が廃止措置対象施設に存在する場合、許可を受けた使用済燃料の処分の方法に従い、譲渡し等の措置が示されていること。なお、許可を受けた使用済燃料の処分の方法において適切な譲渡し等の措置が示されていない場合（例えば、自らの施設内で保管管理するとしている場合）は、使用済燃料の処分の方法に適切な譲渡し等の措置を定めることについて変更許可を受けた後に廃止措置計画の変更認可を申請する旨及び当該変更認可を受けた後でなければ使用済燃料の譲渡しを行わないことが示されていること。

(5) 核燃料物質による汚染の除去

・使用規則第6条の3第1項第8号

廃止措置対象施設における核燃料物質による汚染の分布等を評価した上で、具体的な汚染の除去の方法が示されていること。また、汚染の除去の方法に応じて、呼吸器保護具や手袋の着用等、「2. (1) 2) 解体の方法」において示した放射線被ばく防止に関する基本的な考え方に従った具体的な措置が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な汚染の除去の方法等が決まっていない場合は、汚染の除去の方法等が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ汚染の除去等を行わない旨が示されていること。

(6) 核燃料物質等の廃棄

・使用規則第6条の3第1項第9号

廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物は、排気施設又は排水施設により排出又は保管廃棄施設に保管廃棄する旨が示されていること。

保管廃棄施設に保管廃棄される放射性廃棄物については、廃止措置計画の認可を受ける前から保管廃棄しているものを含め、廃棄されるまでの間、予測される発生量に見合った保管容量を有する保管廃棄施設にて保管廃棄されることが示されていること。また、放射性廃棄物の廃棄先が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な放射性廃棄物の廃棄先が決まっていない場合は、廃棄先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により廃棄先を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ廃棄先へ廃棄を行わない旨が示されていること。

(7) 廃止措置の工程

・使用規則第6条の3第1項第10号

廃止措置計画の認可を受けた後に廃止措置に着手する時期を起点として、廃止措置の終了時期までの期間が全体の工程として示されていること。具体的には、2.(1)2)の解体の方法に従って各作業の期間が見積もられていること、廃止措置対象施設内の核燃料物質等を全て搬出した後に管理区域を解除し使用施設等を廃止すること及び廃止措置終了の予定時期が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な工程を示すことが困難な場合は、その理由が明らかにされていること。また、具体的な工程が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により工程を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ当該工程に係る作業を行わない旨が示されていること。

(8) 廃止措置に係る品質管理(継続的改善)

・使用規則第6条の3第1項第11号

品質管理基準規則第54条第1項第1号に基づき、廃止措置期間中における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理について、個別業務の継続的な改善を計画的に実施し、これを評価することが示されていること。

なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。

3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、使用規則第6条の3第2項で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。

- (1) 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料
- (2) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
- (3) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
- (4) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- (5) 廃止措置の実施体制に関する説明書
- (6) 廃止措置に係る品質管理(継続的改善)に関する説明書

以下、令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。

(1) 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料

・使用規則第6条の3第2項第2号

使用施設における使用の目的が終了し(例えば、核燃料物質を使用して行う研究活動が終了した場合)、既に核燃料物質を使用していない旨及び今後も使用しない旨が示されていること。

なお、既に使用施設における使用の目的を削除する変更許可を受け、使用施設における核燃料物質の使用の終了が使用の許可において明らかになっている場合は、その旨及び当該変更許可を受けた際の許可証の複写等が示されていること。

(2) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

・使用規則第6条の3第2項第3号

敷地図等により、廃止措置対象施設の敷地が示されていること。また、建物図面等により、廃止措置に係る工事作業区域が示されていること。

(3) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

・使用規則第6条の3第2項第6号

使用施設等に残存する放射性物質の種類、数量及び分布が、使用施設等の使用履歴等を基にした計算結果、測定結果等により評価され、示されていること。

(4) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

・使用規則第6条の3第2項第7号

性能維持施設について、廃止措置の段階ごとに維持すべき性能及びその性能を維持する期間が整理され、示されていること。なお、廃止措置期間中においても許可を受けたところによりその性能等を維持するものにあつては、その旨及びその期間が示されていればよい。

(5) 廃止措置の実施体制に関する説明書

・使用規則第6条の3第2項第9号

以下の事項が示されていること。

- 1) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置に係る組織及び廃止措置に係る各職位の職務内容が定められていること。
- 2) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針が定められていること。

(6) 廃止措置に係る品質管理(継続的改善)に関する説明書

・使用規則第6条の3第2項第10号

個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価していることについて、以下の事項が示されていること。

- 1) 原子力の安全確保を目的としていること。
- 2) 廃止措置対象施設における保安活動を適用範囲としていること。
- 3) 廃止措置期間中における個別業務について、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行うことを実施内容としていること。

なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。

別紙 3

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第 1306193 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令第 4 1 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【核燃料物質の使用に関する規制】				【核燃料物質の使用に関する規制】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第57条の5 第2項	<u>核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。)</u> の廃止措置計画の認可	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6	第57条の5 第2項	<u>廃止措置計画</u> の認可	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6
	核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)の廃止	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。これらの規定について	90日間				

	措置計画の認可	は、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準(原規規発第〇号(令和〇年〇月〇日原子力規制委員会決定)。以下「令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準」という。)を基とし、個々の事案ごとに判断する。					
第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。)の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6	第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
	核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用	90日間				

	料物質を使用しないものに限る。)の廃止措置計画の変更の認可	規則第6条の5に規定されている。 これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第57条の6第2項	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。)の廃止措置計画の認可	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。 (※2)	※6	第57条の6第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。 (※2)	※6
	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第4	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用	90日間				

	1条各号に掲げる核燃料物質を使用しない <u>ものに限る。</u> の廃止措置計画の認可	規則第6条の5に規定されている。 これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。					
第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する <u>ものに限る。</u>)の廃止措置計画の変更の認可	基準は、 <u>第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。</u> <u>(※2)</u>	※6	第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項	許可の取消し等に伴う <u>廃止措置計画</u> の変更の認可	同上	※6
	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第4	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用	90日間				

	<p>1条各号に掲げる核燃料物質を使用しない<u>ものに限る。</u>)の廃止措置計画の変更の認可</p>	<p>規則第6条の5に規定されている。これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>					

参考 1

制定 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準について次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定について

原子力規制委員会は、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準を別添のとおり定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日より施行する。

別添

令第 41 条非該当使用施設等の
廃止措置計画の審査基準

年 月 日

原子力規制委員会

目次

I. はじめに	1
1. 目的.....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 関連法令	1
II. 審査の対象及び方法	2
1. 審査の対象.....	2
2. 審査の方法.....	3
III. 審査の基準	3
1. 基本的考え方.....	3
2. 申請書記載事項に対する審査基準.....	43
3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準	7

I. はじめに

1. 目的

本審査基準は、使用者又は旧使用者等が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第41条各号に掲げる核燃料物質を使用していない使用施設等(以下「令第41条非該当使用施設等」という。)について提出した、次に掲げる認可の申請に係る審査基準を示したものである。

<廃止措置計画の認可の申請>

- ・法第57条の5第2項【(使用者)】
- ・法第57条の6第2項【(旧使用者等)】

<廃止措置計画の変更の認可の申請>

- ・法第57条の5第3項【(使用者)】において準用する法第12条の6第3項
- ・法第57条の6第4項【(旧使用者等)】において準用する法第12条の7第4項

2. 用語の定義

本審査基準において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。)及び、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第34号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)において使用する用語の例による。

3. 関連法令

<使用者の廃止措置計画の認可関連>

- ・法第57条の5第2項【(認可)】
- ・法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第4項【(認可の基準)】
- ・使用規則第6条の3【(申請書の記載事項、添付書類及び提出部数)】
- ・使用規則第6条の5【(原子力規制委員会規則で定める認可の基準)】

<使用者の廃止措置計画の変更の認可関連>

- ・法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第3項【(認可)】
- ・法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第4項【(認可の基準)】

- ・使用規則第6条の3の2【←申請書の記載事項、添付書類及び提出部数→】
- ・使用規則第6条の5【←原子力規制委員会規則で定める認可の基準→】

<旧使用者等の廃止措置計画の認可関連>

- ・法第 57 条の6第2項【←認可→】
- ・法第 57 条の6第4項において準用する法第 12 条の7第5項【←認可の基準→】
- ・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の3【←申請書の記載事項、添付書類及び提出部数→】
- ・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の5【←原子力規制委員会規則で定める認可の基準→】

<旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可関連>

- ・法第 57 条の6第4項において準用する法第 12 条の7第4項【←認可→】
- ・法第 57 条の6第4項において準用する法第 12 条の7第5項【←認可の基準→】
- ・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の3の2【←申請書の記載事項、添付書類及び提出部数→】
- ・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の5【←原子力規制委員会規則で定める認可の基準→】

<放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量関連限度>

- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。)第1条【←管理区域の線量限度→】
- ・線量告示第2条【←周辺監視区域外の線量限度→】
- ・線量告示第5条【←放射線業務従事者の線量限度→】

<品質管理関連>

- ・品質管理基準規則第 54 条第1項第1号【継続的改善】

II. 審査の対象及び方法

令第 41 条非該当使用施設等に係る廃止措置計画の認可の申請及び廃止措置計画の変更の認可の申請に係る審査の対象及び方法を以下に示す。

1. 審査の対象

審査は、使用者又は旧使用者等から提出された廃止措置計画の認可の申請書及び廃止措置計画の変更の認可の申請書並びにそれらの添付書類を対象とする。

なお、旧使用者等~~は、が廃止措置計画を申請しなければならない期限は、使用規則第6条の9の規定により、使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から6か月以内に廃止措置計画の認可を申請しなければならない間である。~~

2. 審査の方法

審査は、申請に係る廃止措置計画が、認可の基準に適合するものであるか否かを確認することとする。

法第 57 条の5第3項において~~読み替えて~~準用する法第 12 条の6第4項において、廃止措置計画が認可の基準に適合していると認めるときは、廃止措置計画を認可しなければならないと定めており、令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置については、認可の基準として、使用規則第 6 条の 5 第 2 ~~号項~~から第 5 ~~号項~~に以下のとおり規定されている。

- (1) 使用施設における核燃料物質の使用が終了していること。
- (2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- (3) 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- (4) 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

なお、令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の認可及び変更の認可に係る標準処理期間は 90 日間とされている。

Ⅲ. 審査の基準

1. 基本的考え方

~~廃止措置計画の認可制度においては、使用者又は旧使用者等が、使用施設等の廃止措置を講ずるに当たって、あらかじめその計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることとされている。~~

~~使用施設等の廃止措置とは、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関(公益財団法人放射線影響協会)への引渡しを指す。~~

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された使用施設等の解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質等の廃棄の方法が、使用規則第6

条の5に定める認可の基準に適合するものであること、及び廃止措置期間中においても、放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置が講じられるものであることを確認する。なお、原子力規制委員会の定める線量限度は、線量告示に規定されている。

このような基本的考え方の下、申請書及びその添付書類の記載事項ごとに、その審査における審査基準を「2. 申請書記載事項に対する審査基準」及び「3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準」に示す。

2. 申請書記載事項に対する審査基準

(1) 解体の対象となる施設及びその解体の方法

・使用規則第6条の3第1項第4号

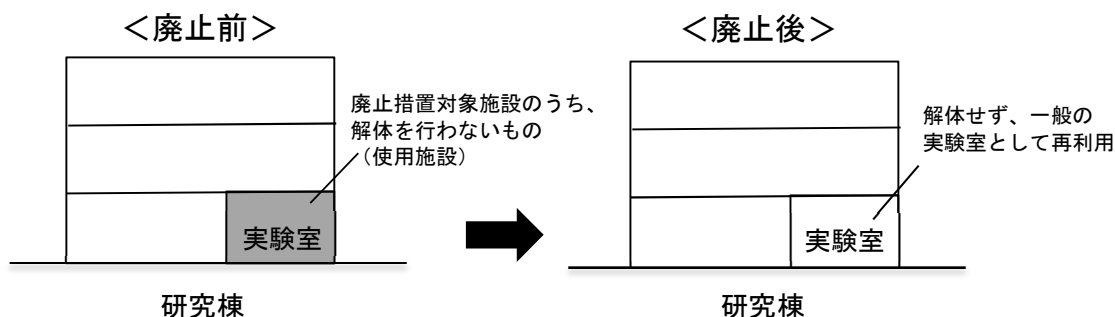
1) 解体の対象となる施設

廃止措置計画に記載することとされている解体する使用施設等については、廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。

また、廃止措置対象施設の現況等に照らし、解体を行わないもの（例えば、研究棟のうち、部分的に使用施設として供用されている場合の当該使用施設）については、当該施設の現況等に応じて必要とされる汚染部位の特定、除染等を行い、その後、放射線による障害の防止の措置を必要としない状況になったことを確認することが示されていること。

(例) 解体を行わないもの

研究棟の1階の実験室を使用施設として使用していたが、使用施設の廃止に当たって、研究棟の建屋を解体せず、実験室(使用施設)も解体しない場合



2) 解体の方法

解体撤去の手順及び工法が、解体撤去作業に着手する前に行う除染の実施状況及び使用施設等の解体撤去時期の検討を踏まえて具体的に示されていること。また、解体撤去の工法を踏まえて、放射線被ばく防止に関する基本的な考え方が示されていること。特に、空気中に放射性物質が飛散するおそれのある作業を行う場合は、施設内の給排気系の機能が維持され、必要に応じて局所フィルタを使用する等の放射線被ばく防止に関する措置が示されていること。

——— (空白の行を削除) ———

なお、最初の申請の時点で具体的な解体の方法を示すことが困難な場合は、その理由が明らかにされていること。また、具体的な解体の方法が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により解体の方法を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ当該作業を行わない旨が示されていること。

(2) 性能維持施設

・使用規則第6条の3第1項第5号

廃止措置対象施設の現況等に応じて性能維持施設が廃止措置の段階ごとに設定されており、性能維持施設に含まれる具体的な設備が施設区分ごとに選定され、示されていること。

(3) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

・使用規則第6条の3第1項第6号

(2)で選定された性能維持施設について、それぞれの位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。なお、性能維持施設のうち、廃止措置期間中においても許可を受けたところによりその性能等を維持するものにあつては、その旨及びその期間が示されていけばよい。

また、維持すべき性能に変化がある場合は、その時点での必要とされる性能が示されていること。

(4) 核燃料物質の管理及び譲渡し

・使用規則第6条の3第1項第7号

廃止措置対象施設の全ての核燃料物質が適切な譲渡し先に譲渡されること等が示されていること。具体的には、以下の事項が示されていること。

- 1) 核燃料物質の種類及びその数量。
- 2) 核燃料物質を搬出するまでの間における保管管理の方法。なお、廃止措置期間中においても許可を受けたところにより保管管理する場合は、その旨が示されていけばよい。
- 3) 核燃料物質の搬出及び輸送の方法について、関係法令に従った措置が講じられること。
- 4) 核燃料物質の譲渡し先が、使用者にあつては法第 61 条第7号、第9号及び第 11 号、旧使用者等にあつては法第 61 条第 10 号の規定に従って選定されていること。なお、最初の申請の時点で具体的な核燃料物質の譲渡し先が決まっていない場合は、譲渡し先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により譲渡し先を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ譲渡しを行わない旨が示されていること。

また、使用済燃料が廃止措置対象施設に存在する場合、許可を受けた使用済燃料の処分の方法に従い、譲渡し等の措置が示されていること。なお、許可を受けた使用済燃料の処分の方法において適切な譲渡し等の措置が示されていない場合（例えば、自らの施設内で保管管理とされている場合）は、使用済燃料の処分の方法に適切な譲渡し等の措置を定めることについて変更許可を受けた後に廃止措置計画の変更認可を申請する旨及び当該変更認可を受けた後でなければ使用済燃料の譲渡しを行わないことが示されていること。

(5) 核燃料物質による汚染の除去

・使用規則第6条の3第1項第8号

インデントの修正

廃止措置対象施設における核燃料物質による汚染の分布等を評価した上で、具体的な汚染の除去の方法が示されていること。また、汚染の除去の方法に応じて、呼吸器保護具や手袋の着用等、「2. (1) 2) 解体の方法」において示した放射線被ばく防止に関する基本的な考え方に従った具体的な措置が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な汚染の除去の方法等が決まっていない場合は、汚染の除去の方法等が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ汚染の除去等を行わない旨が示されていること。

(6) 核燃料物質等の廃棄

・使用規則第6条の3第1項第9号

廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物は、排気施設又は排水施設により排出又は保管廃棄施設に保管廃棄する旨が示されていること。

保管廃棄施設に保管廃棄される放射性廃棄物については、廃止措置計画の認可を受ける前から保管廃棄しているものを含め、廃棄されるまでの間、予測される発生量に見合った保管容量を有する保管廃棄施設にて保管廃棄されること示されていること。また、放射性廃棄物の廃棄先が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な放射性廃棄物の廃棄先が決まっていな
い場合は、廃棄先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により廃棄先
を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ廃棄先へ廃棄を行わ
ない旨が示されていること。

(7) 廃止措置の工程

・使用規則第6条の3第1項第10号

廃止措置計画の認可を受けた後に廃止措置に着手する時期を起点として、廃
止措置の終了時期までの期間が全体の工程として示されていること。具体的
には、2.(1)2)の解体の方法に従って各作業の期間が見積もられていること、
廃止措置対象施設内の核燃料物質等を全て搬出した後に管理区域を解除し使
用施設等を廃止すること及び廃止措置終了の予定時期が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な工程を示すことが困難な場合は、その理
由が明らかにされていること。また、具体的な工程が確定した後に廃止措置計
画の変更認可申請により工程を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後で
なければ当該工程に係る作業を行わない旨が示されていること。

(8) 廃止措置に係る品質管理(継続的改善)マネジメントシステム

・使用規則第6条の3第1項第11号

品質管理基準規則第54条第1項第1号に基づき、廃止措置期間中における
使用施設等の保安のための業務に係る品質管理について、個別業務の継続的
な改善を計画的に実施し、これを評価することが示されていること。

なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措

置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)を踏まえ、許可申請書等に記載された方針に従って、廃止措置に関する品質マネジメントシステムが構築されることが示されていること。

3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書には、使用規則第6条の3第2項で定める以下の書類又は図面を添付することが求められている。

- (1) 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料
- (2) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
- (3) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
- (4) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- (5) 廃止措置の実施体制に関する説明書
- (6) 廃止措置に係る品質管理(継続的改善)マネジメントシステム(品質管理基準規則第54条第1項第1号に定める措置)に関する説明書

以下、令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画に係る申請書の添付書類について、その記載事項ごとに審査における確認内容を示す。

- (1) 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料

・使用規則第6条の3第2項第2号

使用施設における使用の目的が終了し(例えば、核燃料物質を使用して行う研究活動が終了した場合)、既に核燃料物質を使用していない旨及び今後も使用しない旨が示されていること。

なお、既に使用施設における使用の目的を削除する変更許可を受け、使用施設における核燃料物質の使用の終了が使用の許可において明らかになっている場合は、その旨及び当該変更許可を受けた際の許可証の複写等が示されて

いること。

(2) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

・使用規則第6条の3第2項第3号

敷地図等により、廃止措置対象施設の敷地が示されていること。また、建物図面等により、廃止措置に係る工事作業区域が示されていること。

(3) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

・使用規則第6条の3第2項第6号

使用施設等に残存する放射性物質の種類、数量及び分布が、使用施設等の使用履歴等を基にした計算結果、測定結果等により評価され、示されていること。

(4) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

・使用規則第6条の3第2項第7号

性能維持施設について、廃止措置の段階ごとに維持すべき性能及びその性能を維持する期間が整理され、示されていること。なお、廃止措置期間中においても許可を受けたところによりその性能等を維持するものにあつては、その旨及びその期間が示されていればよい。

(5) 廃止措置の実施体制に関する説明書

・使用規則第6条の3第2項第9号

以下の事項記載が示されていること。

- 1) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置に係る組織及び廃止措置に係る各職位の職務内容が定められていること。
- 2) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針が定められていること。

(6) 廃止措置に係る品質管理(継続的改善)マネジメントシステムに関する説明書

・使用規則第6条の3第2項第10号

個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、評価していることについて、以下の事項記載が示されていること。

- 1) 原子力の安全確保を目的としていること。
- 2) 廃止措置対象施設における保安活動を適用範囲としていること。
- 3) 廃止措置期間中における個別業務について、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行うことを実施内容としていること。

なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。

- ~~1) 廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善を実施すること。~~
- ~~2) 品質マネジメントシステムのもとで廃止対象施設の廃止措置に係る業務が行われること。~~

参考 2

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第 1306193 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令第 4 1 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【核燃料物質の使用に関する規制】				【核燃料物質の使用に関する規制】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第57条の5 第2項	<u>核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。)の廃止措置計画の認可</u>	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6	第57条の5 第2項	<u>廃止措置計画の認可</u>	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6
	<u>核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限るもの</u>	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。 これらの規定について	90日間				

	を除く。)の廃止措置計画の認可	は、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準(原規規発第〇号(令和〇年〇月〇日原子力規制委員会決定)。以下「令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準」という。)を基とし、個々の事案ごとに判断する。					
第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。)の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6	第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※6
	核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用	90日間				

	料物質を使用しないものに限るもの(を除く。)の廃止措置計画の変更の認可	規則第6条の5に規定されている。これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第57条の6第2項	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。)の廃止措置計画の認可	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6	第57条の6第2項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。(※2)	※6
	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲	基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定	90日間				

	<p>げる核燃料物質を使用しないものに限る。するものを除く。の廃止措置計画の認可</p>	<p>されている。 これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>					
<p>第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項</p>	<p>許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。)の廃止措置計画の変更の認可</p>	<p>基準は、第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第5項及び燃料使用規則第6条の8において読み替えて準用する燃料使用規則第6条の5に規定されている。 (※2)</p>	<p>※6</p>	<p>第57条の6第4項において読み替えて準用する第12条の7第4項</p>	<p>許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可</p>	<p>同上</p>	<p>※6</p>
	<p>許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等(令第41条各号に掲げる核燃料物</p>	<p>基準は、第57条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第4項及び燃料使用規則第6条の5に規定されている。</p>	<p>90日間</p>				

	<p>質を使用しないものに限る するものを除く。の廃止措置計画の変更の認可</p>	<p>これらの規定については、令第41条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。</p>					

(抄)

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準 の制定案及び制定案に対する意見募集の実施

令和 3 年 10 月 13 日
原子力規制庁

1. 経緯

「令第 41 条非該当使用施設等¹の廃止措置計画の審査基準」(以下「廃止措置審査基準」という。)の制定については、令和 3 年度第 25 回原子力規制委員会(令和 3 年 8 月 18 日)において、使用施設等に関する廃止措置計画の詳細な審査基準が存在しないことから、まずは必要性の高い令第 41 条非該当使用施設等を対象とした廃止措置審査基準を策定することが了承された(参考)。

今般、廃止措置審査基準の制定案を別紙 1 のとおり作成した。また、廃止措置審査基準の制定に伴い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」²を別紙 2 のとおり改正することとしたい。

2. 意見募集の実施

別紙 1 及び 2 について、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)に基づき、意見募集を実施したい。

3. 今後の予定

意見募集の実施：令和 3 年 10 月 14 日(木)から 11 月 12 日(金)まで(30 日間)
原子力規制委員会への結果報告及び審査基準の制定：令和 3 年 11 月頃

(添付資料)

別紙 1：令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準(案)

¹核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設。

²行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、許認可等の申請に関して審査基準及び標準処理期間を、不利益処分に関して処分基準を定め、一覧として公にするもの。(平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定)

別紙2：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について（案）

参 考：核燃料物質の使用に係る許可に関する審査ガイド及び廃止措置計画の審査基準の策定について（令和3年8月18日第25回原子力規制委員会資料3）